

参考資料集

(参考1)請求の流れ

(参考2)給付金の概要

給付金の請求の流れ

参考 1

・ご不明点につきましては、封筒や同封のリーフレットでご案内しているお問い合わせ先にご相談ください。

【Ⅰに該当する方】給付金T A対象者

別添 1 参照

(平成31年4月1日時点で老齢、障害、遺族基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方)



日本年金機構から
給付金のT A請求書
が郵送される
(令和元年9月頃)



給付金のT A請求書
に氏名などを記入



切手を貼って
投函する
(令和元年10月
18日まで)

【Ⅱに該当する方】基礎年金を新規に請求する方

別添 2 参照

(障害・遺族基礎年金を新規に請求する方、又は平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方)

- ・障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その者の請求により、所定の年金請求書と給付金請求書が郵送される。
- ・平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方に対しては、機構から、年金請求書と給付金請求書が郵送される。(誕生月の3か月前)



市区町村で年金請求に必要な添付書類の入手

年金と給付金の請求書を記入
(老齢の場合)



年金請求書と給付金請求書について、あわせて年金事務所へ相談・提出(※1)
(誕生日の前日以降)
(※1) 第1号被保険者期間等に初診日等のある者に係る請求は市区町村へ提出。

【Ⅲに該当する方】その他の方

(特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方等)

・受給する年金の状況に応じて、それぞれ異なる封筒が順次届きます。

特別支給の老齢厚生年金を受給している方

年金請求書と一体型の給付金請求書(はがき形式)を送付
(65歳の誕生月の前月末：令和元年10月に65歳到達の者から)

請求方法

年金請求書と一体型の給付金請求書(はがき形式)を日本年金機構へ提出
(切手を貼って投函)

老齢基礎年金を繰上げ受給している方

給付金請求書(はがき形式)を送付
(65歳の誕生月の前月末：令和元年8月に65歳到達の者から)

請求方法

給付金請求書(はがき形式)を日本年金機構へ提出
(切手を貼って投函)

共済関係

老齢基礎年金を新規に請求する方(共済)

共済組合から、給付金のリーフレットを年金請求書に同封して送付(65歳の誕生月前※3)

請求方法

- ・年金事務所又はねんきんダイヤルに相談後、給付金請求書は年金事務所へ提出
- ・年金請求書は共済組合へ提出

障害・遺族基礎年金を新規に請求する方(共済)

初診日が共済加入期間の方(障害)や死亡した加入者の家族の方(遺族)等に対して、その者の請求により、共済組合から、給付金請求書等を年金請求書に同封して送付

請求方法

- ・給付金請求書は年金事務所へ提出
- ・年金請求書は共済組合へ提出

(※3) 共済組合によって送付時期が異なります。

- 年金生活者支援給付金は、本年10月1日からの消費税率引き上げ分を活用し、**公的年金制度等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するもの。**
- 給付金を受給するためには、「**年金生活者支援給付金請求書**」の提出が必要。

老齢年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

- 以下の支給要件の**全てを満たしている方が対象。**
 - 65歳以上で老齢基礎年金の受給者であること(※1)
 - 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税であること
 - 前年の公的年金等の収入金額(※2)とその他の所得(給与所得や利子所得等)との合計額が、879,300円以下であること。

(※1) 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象。

(※2) 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

【給付額】

- **基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となる。**

① 保険料納付済期間に基づく額(月額)

$$= 5,000\text{円}(\text{※2}) \times \text{保険料納付済期間}(\text{※1}) / 480\text{月}$$

② 保険料免除期間に基づく額(月額)

$$= 10,834\text{円}(\text{※3}) \times \text{保険料免除期間}(\text{※1}) / 480\text{月}$$

(※1) 給付金の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、年金証書や支給額変更通知書等で確認可能。

(※2) 毎年度、物価変動に応じて改定。

(※3) 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,800円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間は5,400円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動。

- ◆ 前年の年金収入額とその他の所得の合計が779,300円を超えており、879,300円以下の方には、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される。

障害・遺族年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

- 以下の支給要件の**全てを満たしている方が対象。**
 - 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - 前年の所得額(※1)が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円(※2)」以下である
 - (※1) 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
 - (※2) 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となる。

【給付額】

- 障害等級2級の者または遺族である者 = 5,000円(※) (月額)
- 障害等級1級の者 = 6,250円(※) (月額)

(※) 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

【施行日】 令和元年10月1日(消費税率10%への引き上げの日)

(※) 10月施行のため、初回の給付金支払いは、10月・11月分を12月に支給。

【手続】 本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施し、年金と同様に2ヶ月毎に支給。

※ 給付金を受給するに当たっての留意事項

- (1) 申請を行う際は原則、課税証明書等の添付は必要なし。
- (2) 支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要。支給要件に該当しなくなった場合は、日本年金機構から「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付される。
- (3) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、給付金の支給対象外となる。
 - ①日本国内に住所がない
 - ②年金が全額支給停止
 - ③刑事施設等に拘禁されている

給付金に関する問い合わせ先：「給付金専用ダイヤル」

TEL: 0570-05-4092 050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-5539-2216